

《 船員社会ニュース 》

◆ 改正漁業法について⑨

水産部

-改正漁業法案の概要-

改正漁業法は、旧漁業法から大幅に改正されている。国会審議で論点となった主要な改正点

- ①目的規定
- ②水産資源の保存および管理
- ③許可漁業
- ④漁業権
- ⑤海区漁業調整委員会
- ⑥密漁対策に関する規定

-③許可漁業-

改正漁業法で大きく変わった点

▽許可区分の整理

		許 可 漁 業			
改正 漁業 法	大臣許可漁業	指定漁業と特定大臣許可漁業(①+②)	旧 漁 業 法	農林水産大臣が許可	①指定漁業
	知事許可漁業	一般知事許可漁業と法定知事許可漁業(③+④)		都道府県知事が許可	②特定大臣許可漁業
					③一般知事許可漁業
					④法定知事許可漁業

▽一斉更新制の廃止

一斉更新制とは、旧漁業法上の区分である指定漁業の許可隻数を 1 隻とする。一斉更新制は、漁業の拡大期 5 年に 1 度公示して許可を行うもので、昭和 3 年の指定漁業制度導入に合わせて創設された制度では漁業の実情に合わせて許可隻数を増やすなど漁業許可の調整を可能とするものであったが、指定漁業の漁船隻数が減少の一途を辿る中で一斉更新制の必要性が失われていた。同時に、5 年に 1 度の公示というシステム上、新規許可が取りづらく漁業の新規参入促進を阻害する一つの要因となっていたことから、一斉更新制が廃止されることとなった。

▽漁業許可または起業の認可における生産性に関する適格性の新設

漁業許可または起業の認可に関する適格性とは、農林水産大臣が漁業許可等を与える場合に、申請者や許可受有者が漁業関係法令や労働関係法令を遵守する者であることや反社会的勢力の構成員でないこと、許可を受けようとする船舶が基準に適合することなどを求める要件をいう。適格性の要件は、旧漁業法においても規定されていたが、改正漁業法において新たに反社会的勢力の排除のほか『漁業を適確に営むに足る生産性を有する、または、有する見込みがあること』を求める「生産性に関する適格性」が新設された。

この生産性に関する適格性の要件は、許可を受ける者が漁業を継続的に行えるか、また、わが国の漁業を取り巻く環境が厳しい中では単に漁獲するだけでなく工夫や生産性を高めるといふことが必要となっているという観点から設けられた規定である。具体的には、漁業を持続的に営むために必要となる収益性が確保されない場合(償却前利益が 2 年を超えてマイナスの場合)に操業コスト当たりの生産量(または生産額)や労働者数当たりの生産量(または生産額)の指標値の動向が改善傾向にない、または、破産手続きや特別清算手続を実施している場合に生産性の適格性要件に該当することとなるとされる。しかし、生産性の適格性要件は、他の適格性要件と違って処基準を満たした場合に直ちに許可の取消しとならず、生産性向上に向けた勧告が出されてそれでもなお勧告に従わない場合に許可取消を行うことができるという仕組みになっている。